

亀山市発注工事における主任(監理)技術者の資格・兼任条件

平成28年10月1日

工事種別	細別	工事予定価格(請負金額)										説明欄			
		～1500万円		1500万円～2500万円		2500万円～3500万円		3500万円～5000万円		5000万円～8000万円			8000万円以上		
建設業施行令		業法適用範囲外	1級・2級・その他	兼任可	1級・2級・その他	兼任可	1級・2級・その他	兼任可	1級・2級・その他	兼任可	1級・2級・その他	専任	1級・2級・その他	専任	
土木一式工事 舗装工事 塗装工事 とび・土工・コンクリート 石工事 鋼構造物工事 しゅんせつ工事 造園工事 管工事 電気工事	亀山市変更案		1級・2級・その他	兼任可	1級・2級・その他	兼任可	1級・2級	市工事は兼任不可	1級・2級	専任	1級	専任	1級	専任	将来的に、1500万円～2500万円の案件については1級、2級の資格要件を求めるよう制度変更する予定
機械器具設置工事	亀山市変更案		1級・その他	兼任可	1級・その他	兼任可	1級・その他	市工事は兼任不可	1級・その他	市工事は兼任不可	1級・その他	専任	1級・その他	専任	
			～1500万円		1500万円～2500万円		2500万円～5000万円				5000万円～7000万円		7000万円以上		
建設業施行令		業法適用範囲外			1級・2級・経験	兼任可	1級・2級・その他			兼任可	1級・2級・その他	兼任可	1級・2級・その他	専任	
建築一式工事	亀山市変更案		1級・2級・その他	兼任可	1級・2級・その他	兼任可	1級・2級		兼任可	1級	市工事は兼任不可	1級	専任	将来的に、1500万円～2500万円の案件については1級、2級の資格要件を求めるよう制度変更する予定	

資格条件

1級：当該工事の施工にかかる業種について、次のイ、ロ又はハに掲げる者
 イ。建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)の1級に合格した者。
 ロ。建築士法(昭和25年法律第202号)第4条の規定による一級建築士の免許を受けたもの
 ハ。技術士法(昭和32年法律第124号)による2次試験に合格した者
 ニ。建設業法第15号ハの規定により国土交通大臣が同条2号のイと同等以上の能力を有するものと認定したもの(平成元年建設省告示128号に規定された者)

2級：当該工事の施工にかかる業種について、次のイ又はロに掲げる者
 イ。建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)の1級又は2級に合格した者
 ロ。建築士法(昭和25年法律第202号)第4条の規定による一級建築士又は二級建築士の免許を受けたもの
 ハ。上記ハ、ニに掲げる者

その他：建設業法第7条第2号、イ、ロ又はハに該当する者

注意事項

本表は亀山市が発注する一般的な建設工事における主任(監理)技術者条件を示したもので、工事内容等によって異なる条件を求めることがある
 個々の工事における技術者条件は、一般競争入札の場合は「公告文」に、指名・随意契約の場合は「指名通知書」に示すことを標準とする
 本表は平成28年10月1日以降に発注する工事に適用する

専任・兼任条件

請負金額3,500万円(建築工事にあたっては7,000万円)以上の工事における主任(監理)技術者は、専任とする。
 なお、請負金額2,500万円(建築工事にあたっては5,000万円)以上の市発注公共工事の専任を要しない主任技術者は、請負金額500万円(建築工事にあたっては1,500万円)以上の市発注公共工事の技術者を兼任できないものとする。
 請負金額500万円以上2,500万円未満(建築工事にあたっては、請負金額が1,500万円以上5,000万円未満)の市発注公共工事(応急工事等に係るものを除く)において、1人の主任技術者が兼任できる工事数は、2件以下とする。
 ただし、請負金額の合計が3,000万円(建築工事のみの場合にあっては、6,000万円)以下の場合はこの限りではない。

